

各県立学校長様

保健体育課長
高校教育課長
特別支援教育課長

感染対策期への移行に伴う県立学校における感染防止対策
の強化について

従来株よりもはるかに感染力の強いデルタ株の影響により、全国的に感染が拡大する中、県内では、8 月 10 日に陽性者が 85 名となり、第 4 波で確認された 59 名を大幅に超え過去最多となりました。これまでの一部の局所的な場面での集中的な感染ではなく、感染経路が不明な事例が多数発生し、それが感染を広げており、県内の感染状況は完全に別の局面に突入しています。また、松山市は、市中感染のまん延状態にあります。

このような状況を受け、県では、昨日(8 月 11 日)から警戒レベルを最高の「感染対策期」に引き上げることとしたことを踏まえ、当該期間(8 月 11 日以降、当面の間)における教育活動の制限等については、下記のとおりとするのでお知らせします。

なお、これまでは、緊急事態宣言地域とまん延防止等重点措置地域、また、感染拡大地域(人口 10 万人当たりの陽性者数が、国が示すステージ 3 の指標である 15 人を超える地域)が往来自粛の対象でしたが、県外からの帰省や旅行など、不要不急の県外往来は自粛いただきますようお願いいたします。

また、現在夏季休業中でこれからお盆を迎える時期、食事やバーベキュー、カラオケなどを行う場面も想定されますが、このような行為が引き金となり友人や家庭へ感染が拡がるのが強く懸念されます。会食については、普段から顔を合わせている人と、4 人以下、概ね 2 時間以内で、感染対策を徹底のうえ行っていただきますようお願いいたします。

おって、感染拡大リスクを回避する観点から、教室等で友人と摂食する場合には「黙食」を徹底するよう改めて指導をお願いします。

さらに、最近、部活動を行う生徒を中心に寮生活の中で感染が広がったと疑われるケースが発生しています。部活動中の場面での一層の注意のほか、多くの生徒が生活する寮や下宿等については、町営や民営の施設においても下記留意事項が徹底されるよう一段の配慮をお願いします。

引き続き県内外の感染状況を注視するとともに、校内での活動に限らず、校外での生活においても最大級の警戒と、今まで以上に徹底した感染回避行動を実践するよう御指導をお願いします。

記

1 教育活動の制限について

- 身体接触を伴う体育や、合唱・管楽器演奏・調理実習等の授業等については、児童生徒等同士が接近・接触する状態で、大きな声を出したり、マスクを外したりする場面のある感染リスクの高い活動について、時期を変更するなどし、当面

実施しない。

- 運動会の練習及び準備等については、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用を徹底し、長時間の活動は避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による活動とすること。特に屋内において多数の児童生徒等が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対避けること。

2 部活動について

- 練習試合等の対外交流（県外遠征、県内校との交流等）は、禁止する。
- 県内での高体連及び高文連、競技団体や文化芸術団体主催の県大会等の公式大会については、必要に応じ主催者が観客を制限するなど最大限の感染防止対策を講じた大会であることを確認の上、マスクの着用や手指消毒、移動や昼食、更衣室での休憩等、競技や演技、演奏時以外の場においても感染症対策を最大限に講じた上で参加することを認める。
- 全国大会及び四国ブロック大会等の公式大会については、県予選を勝ち抜いて、県代表又は四国ブロック代表として出場権を得た大会に限り、参加することを認める。
- 県以上の代表として参加する強化合宿や練習試合についても同様に認める。
- 用具等については、使用の前後に消毒をするとともに、児童・生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- 部室等の利用については短時間とし、一斉に利用しないこと。
- 活動時間については、平日 2 時間以内、土日祝日等の学校休業日 3 時間以内を厳守すること。
- ※ 部活動は、3密環境がそろいやすい活動であることから、感染回避行動の再度の徹底（移動時には公共交通機関を利用しない、会食等の交流は避ける、可能な限り宿泊しない等）を図ること。

3 校外との交流について

学校活動全般における校外との交流は、

- 県内・県外ともに、進路に関わるもの等、やむを得ないものを除き、当面実施しない。
- 発表会、公開授業、参観日などの学校行事、学外講師による指導など、校外の者が参加する活動は行わない。

4 登下校時のマスク着用について

- 登下校時に公共交通機関を利用する際は、必ず適切にマスクを着用する（「鼻出しマスク」や「あごマスク」など不完全な着用には感染防止効果はない）など感染回避行動を徹底して実践する。
なお、自転車・徒歩通学生に関しては、熱中症対応を優先するが、着用時は適切にマスクを着用すること。

5 校外指導について

- 3密環境の中で接触したり大きな声を出したりするなどの感染リスクの高い場所や、多数の人が集まる繁華街、不特定多数の人で混雑するような場所への出入りは控えるよう強く指導するとともに、全ての学校において生徒指導主事を中心に、期間中見守り活動を強化すること。

6 寮や寄宿舎について

- 居室では、定期的な換気、2人以上で共用の場合は咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避けるなど感染症対策を徹底すること。
- 食堂や手洗い場、トイレなどの共用スペースを利用する際はマスクを着用し、こまめに換気し、窓や換気装置のない場所では、扇風機等で空気の流れを作ること。
- 施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限するなど、密を避けるようにすること。
- 地域での流行状況や施設内での有症状者の発生状況に応じて、共用スペースの利用そのものの使用制限も検討すること。
- 自動販売機などの共用設備、下駄箱、ドアノブなどの複数人が頻繁に触る部分は定期的な（1日数回）消毒を行うこと。

【担当】

(保健管理・運動部活動に関すること)

保健体育課 教育指導グループ 泉・宮崎

TEL 089-912-2981

(高等学校・中等教育学校に関すること)

高校教育課 教育指導グループ 國久保

TEL 089-912-2953

(特別支援学校に関すること)

特別支援教育課 教育指導グループ 原

TEL 089-912-2965